

**公共事業再評価対象事業の県対応方針の決定について**  
 ～ 公共事業の再評価について、7事業を「事業継続」と決定しました ～

令和6年2月9日に開催された「第52回群馬県公共事業再評価委員会」の意見を踏まえ、以下の7事業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。  
 今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

**【対応方針一覧(全て県事業)】**

議案	区分	事業名	路河川名・地区名	事業場所	県対応方針
第1号議案	道路	道路改築事業	上信自動車道 吾妻東バイパス	東吾妻町	事業継続
第2号議案	道路	道路改築事業	上信自動車道 吾妻東バイパス2期	東吾妻町	事業継続
第3号議案	道路	道路改築事業	上信自動車道 長野原嬭恋バイパス	長野原町、 嬭恋村	事業継続
第4号議案	道路	道路改築事業	(一)植栗伊勢線	中之条町、 東吾妻町	事業継続
第5号議案	道路	社会資本整備総合交付金 事業(道路改築)	(主)前橋玉村線 朝倉工区	前橋市	事業継続
第6号議案	道路	社会資本整備総合交付金 事業(道路改築)	渡良瀬幹線道路 塩原工区	みどり市	事業継続
第7号議案	砂防	事業間連携砂防等事業 (通常砂防)	烏川支川 房坂川	高崎市	事業継続

**【公共事業再評価制度とは？】**

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催し、その意見を最大限尊重し、県の対応方針を決定するものです。